(四十八)	天井を令第百十二条第三項第一号の認定を受けたものとする建築物	令第百十二条第三項第一号に係る認定書の写し
(四十九)	防火設備を令第百十二条第十一項ただし書の認定を受けたものとする建築物	令第百十二条第十二項ただし書に係る認定書の写し
(五十)	防火設備を令第百十二条第十八項第一号の認定を受けたものとする建築物	令第百十二条第十八項第一号に係る認定書の写し
(五十一)	防火設備又は戸を令第百十二条第十八項第二号の認定を受けたものとする建築物	令第百十二条第十八項第二号に係る認定書の写し
(五十二)	防火設備を令第百十二条第二十項の認定を受けたものとする建築物	令第百十二条第二十項に係る認定書の写し
(削る)		
(五十三)	防火設備を令第百十四条第五項において読み替えて準用する令第百十二条第二十項の認定を受けたものとする建築物	令第百十四条第五項において読み替えて準用する令第百十二条第二十項に係る認定書の写し
(五十四)～(五十九)	(略)	
(六十)	(略)	
(六十一)	防火設備を令第百三十七条の十第四号の認定を受けたものとする建築物	令第百三十七条の十第四号に係る認定書の写し
(六十二)～(六十四)	(略)	

五　(略)

(四十四)	天井を令第百十二条第二項第一号の認定を受けたものとする建築物	令第百十二条第二項第一号に係る認定書の写し
(新設)		
(四十五)	防火設備を令第百十二条第十三項第一号の認定を受けたものとする建築物	令第百十二条第十三項第一号に係る認定書の写し
(四十六)	防火設備を令第百十二条第十三項第二号の認定を受けたものとする建築物	令第百十二条第十三項第二号に係る認定書の写し
(四十七)	防火設備を令第百十二条第十五項の認定を受けたものとする建築物	令第百十二条第十五項に係る認定書の写し
(四十八)	屋根の構造を令第百十三条第一項第三号の認定を受けたものとする建築物	令第百十三条第一項第三号に係る認定書の写し
(四十九)	防火設備を令第百十四条第五項において読み替えて準用する令第百十二条第十五項の認定を受けたものとする建築物	令第百十四条第五項において読み替えて準用する令第百十二条第十五項に係る認定書の写し
(五十)～(五十五)	(略)	
(五十六)	主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造を令第百二十九条の二の三第一項第一号ロの認定を受けたものとする建築物	令第百二十九条の二の三第一項第一号ロに係る認定書の写し
(五十七)	ひさしその他これに類するものの構造を令第百二十九条の二の三第一項第一号ハ(2)の認定を受けたものとする建築物	令第百二十九条の二の三第一項第一号ハ(2)に係る認定書の写し
(五十八)	(略)	
(五十九)	防火設備を令第百三十六条の二第一号の認定を受けたものとする建築物	令第百三十六条の二第一号に係る認定書の写し
(六十)～(六十二)	(略)	

五　(略)